

新潟県条例第25号

新潟県子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第14条）

第2章 基本的施策（第15条―第21条）

附則

子どもは、一人一人がかけがえのないとても大切な存在である。

たくさんの周りの人々の優しさが結ばれて、子どもの個性が大切にされ、子どもが自分らしく心身ともに健やかに成長することは、全ての県民の願いである。

近年、いじめや虐待、貧困の問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、また、保護者の子育ての負担感や孤立感による子どもを育てることに対する不安等も増大している。

こうした問題は、先送りできない、喫緊の課題であり、子どもに関する取組や政策を強力に進めていくことが急務となっている。

ここに私たちは、県はもとより、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民が相互に連携及び協力をし、誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じ、未来を担う子どもが希望や夢に向かい取り組み、子どもの笑顔があふれる社会を実現するため、社会全体で子どもを支える取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども施策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項を定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、子ども施策の対象となる子どもの範囲は、施策ごとに定めるものとする。

2 この条例において「子ども施策」とは、次に掲げる施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (1) 子どもの健やかな成長に対する支援
- (2) 子どもの健やかな成長を支える者への支援
- (3) 子どもの健やかな成長を社会全体で支えるための環境の整備

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）その他これらに類する施設の関係者
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

（基本理念）

第3条 子ども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにするなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約、児童福祉法及び子ども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、子どもの有する権利を尊重し、擁護すること。
- (2) 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保すること。
- (4) 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること。

(5) 誰もが安心して子どもを生み、子育てに喜びを感じ、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民が相互に連携し、及び協力して社会全体で子どもを支えるための取組を推進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村と連携し、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民の協力を得て、子ども施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

(市町村との連携協力)

第5条 県は、子ども施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども施策に協力するものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの健やかな成長について第一義的責任を有することを認識し、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、自立心を育成し、心身の健やかな成長を図るよう努めるものとする。

(学校関係者等の役割)

第7条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりを行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(民間団体の役割)

第9条 子どもや子育てに関する支援を行う民間団体は、基本理念にのっとり、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、子どもの健やかな成長を支えるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、子ども施策について関心及び理解を深め、子どもの声に耳を傾けるよう努めるものとする。

(子どもの視点に立った情報の提供)

第11条 県は、子どもの意見の表明や社会への参加の促進を図るため、子ども施策について、子どもが理解を深められるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めるものとする。

(計画の策定)

第12条 県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども施策についての計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 県は、計画を定め、又は変更するに当たっては、子どもを含めた県民の意見を広く聴くとともに、その意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

5 計画は、子ども基本法第10条第1項の都道府県子ども計画と一体のものとして作成するものとする。

(社会全体で子どもを支える取組の推進に向けた体制整備)

第13条 県は、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、子どもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民との連携の強化に努め、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する子ども施策が適切に行われるよう、社会全体で子どもを支える取組の推進に必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(子どもの権利の尊重・擁護)

第15条 県は、子どもの権利を尊重し、擁護するため、この条例及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて県民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

2 県は、いじめ、虐待等の子どもの人権侵害に対応し、その他子どもの不安や悩みを解消できるよう、家庭、学校、地域及び関係機関等との連携を強化し、相談に対応する機関等の適切な周知及び普及啓発並びに侵害された子どもの権利の救済等に向け、子ども等からの相談に対応する支援体制の充実に努めるものとする。

(こども等の意見の反映)

第16条 県は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の目的等に応じて、施策の対象となるこども又は保護者その他の関係者の幅広い意見を反映させるため、こども等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による意見の聴取に当たっては、社会的養護下にあるこどもをはじめとした、様々な状況下にあるこども又は保護者その他の関係者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見に適切に応答するために必要な措置を講ずるものとする。

(社会全体でこどもを支える取組の推進)

第17条 県は、事業者等と連携及び協力をし、子育て世帯への経済的負担の軽減をはじめとした、社会全体でこどもを支える取組を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、関係機関等と連携及び協力をし、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、こどもに対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、経済的支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、こどもや子育てに関する支援を行う民間団体及び県民と相互に連携及び協力をし、医療、保健、福祉、教育、療育等に関するこども施策が適切に行われるよう、家庭、職場、保育、教育及び地域の社会全体でこどもを支える取組を後押しするための気運の醸成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(家庭でこどもを支える環境づくり)

第18条 県は、誰もが安心してこどもを生み、子育てに喜びを感じ、こどもの健やかな成長が図られるよう、国、市町村及び関係団体と連携し、次条の規定による施策を推進するとともに、性別にかかわらず、家事及び育児への参画の促進が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(職場で子育てを支える環境づくり)

第19条 県は、誰もが安心してこどもを生み、充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国、市町村及び関係団体と連携し、事業者が行う仕事と子育ての両立に資する雇用環境の整備等について必要な施策を講ずるものとする。

(保育・教育でこどもを支える環境づくり)

第20条 県は、小学校就学前のこどもの保育及び教育に対する多様な需要に対応し、こどもが健やかに育成される環境の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、こどもの個性に合わせ、質の高い豊かな教育環境の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地域でこどもを支える環境づくり)

第21条 県は、県民等が相互に交流し、及び連携して、こどもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなど、こどもの健やかな成長を図るための活動を自主的かつ自立的に実施することができるよう、情報の提供、人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、こどもが心身ともに健やかに成長し、誰もが安心してこどもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てに関する支援を切れ目なく行うとともに、市町村の行う母子保健サービスへの支援その他必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。